

学位論文題名

集合財産担保に関する基礎的考察

— 日独諸制度の横断的比較 —

学位論文内容の要旨

集合動産譲渡担保をはじめ、抵当権、工場抵当および工場財団抵当ならびに企業担保権などは、いずれも複数の物を同時にかつ一体的にその目的物としようとする。この点に着目すれば、これらの担保権を「集合財産担保」と呼ぶことができる。

このような担保目的物の包括的な担保化の要請自体が従来からもあったことは明らかであるが、集合動産譲渡担保の承認（最判昭和54年2月15日（1小）民集33巻1号51頁および最判昭和62年11月10日（3小）民集41巻8号1559頁）以来、実務上ますます重要となっている。

ところで、これら集合財産担保をめぐる従来からの議論は、複数の物を一括しようとする法的根拠および変動する目的物に対する担保権の効力に関して行なわれてきた。たとえば、集合動産譲渡担保における集合物論、抵当権における「抵当権と従物」論および「分離物に対する抵当権の効力」論ならびに工場抵当における「三条目録の意義」論などである。これらの議論は、いずれも目的物の「一体性」と「変動性」の確保をどのように調整するのかという点で共通する。しかし、従来の議論は、いずれも個別の担保手段ごとに行なわれており、これらを相互に比較考察する視点を欠いていたように思われる。

そこで、本論文においては、担保手段の相違を超えた考察およびドイツにおける類似の制度との比較考察を行なった。ドイツ法をとりあげたのは、法制度ないし法概念がわが国と近似することおよび民法制定後にドイツ法から学説継受を受けたことに基づいている。考察に際しては、集合財産担保における「一体性」と「変動性」の確保という観点から、当初その効力が及んでいなかった物がその効力範囲に加わる「附加」の局面と、それとは逆に、担保権の効力が及んでいる物がその効力の及ぶ範囲から離脱する「分離」の局面とをとりあげた。

この考察の結果、第一に、両国において、民法典制定以前に一旦認められていた集合物概念が、民法典の制定を通じて、否定されたことが明らかとなった。すなわち、わが国でも、旧民法典では集合物概念が法定されており、物の一種として認められていた。ところが、現行民法典は、有体物概念を採用し、集合物概念を否定した。これは、現行民法典の起草にあたってドイツ民法典第一草案を参照したという事情にその原因が求められる。また、ドイツ法においても、普通法時代には集合物概念が肯定されており、さまざまに議論がなされていた。しかし、ドイツ民法典の起草にあたり有体物概念が採用されたことで、集合物概念は否定された。この背後には、物権概念の変遷と人による直接支配性を物権客

体の要件と見る見解が存在していたと考えられた。このため、当事者の意思によって物概念を変更することをドイツでは否定し、以後集合物概念は支持されることはなかった。

第二に、ドイツの集合財産担保に関しては、次の二点が明らかとなった。第一点は、一括化の根拠に関して、集合物概念が排除される傾向が強いことである。すなわち、商品倉庫の譲渡担保の場合には「集合名称」が、抵当権の場合には「従物概念」が、そして用益賃貸借賃権の場合には「属具概念」がそれぞれ用いられている。第二に、目的物の変動のうち、「分離」に関して、集合財産が利用目的である（利用型集合財産担保）のか、処分目的である（処分型集合財産担保）のかで、効力の相違が生じている。というのは、効力の範囲からの離脱に関して、前者では利用可能性の停止ないし消滅をもたらす搬出という事実が重視されるのに対して、後者では、動産の処分権限の授与とその行使による動産の処分という事実が重視されているからである。また、この相違は、動産取得者の保護要件の相違に結びつく。後者の場合には処分を本質とするために必然的に取引の安全を重視せざるをえないのに対して、前者の場合には動産の利用可能性を確保するために経営体の維持が重視されるからである。

第三に、わが国の集合財産担保に関しては、次の四点が明らかとなった。第一に、ドイツと比べて、集合物概念を排除する傾向が弱く、また、さまざまな法形式の担保手段が用いられている。第二に、一物化の根拠に関して、集合物概念以外の概念も用いられている。たとえば、「工場財団」概念および「企業の総財産」概念である。しかし、「財団」概念では、一物化を確保するために目的物の変動を基本的に認めず、逆に、「企業の総財産」概念は、目的物の変動を確保するために一物化を断念している。集合物概念はこの中間に位置し、いわゆる「二重帰属」状態を承認することによって一物化と目的物の変動を確保しようとする。第三に、このことは、目的物の変動に対する担保権の効力に関しても当然に影響を及ぼしている。すなわち、工場財団抵当では、目的物の変動を基本的に認めておらず、逆に、企業担保権では、目的物の変動を自由に認め、そのために担保権の効力は非常に弱いものとなっている。さらに、抵当権、工場抵当および集合動産譲渡担保は、この中間にありながらも、その効力の点では一致していない。第四に、しかし、これらの集合財産担保は、ドイツにおけると同様に、利用型と処分型とに分けることができる。前者に該当するのは、抵当権、工場抵当および工場財団抵当であり、後者に該当するのは、集合動産譲渡担保である。もっとも、企業担保権は、このいずれの性質も有する中間的なものと評価せざるをえない。

以上、本論文では、ドイツとわが国の集合財産担保諸制度を比較考察し、「一体性」と「変動性」の確保の観点から、集合財産担保が利用型と処分型に類別され、それぞれに異なった効力を認める必要性のあることを明らかにすることができた。両者の類別は、担保目的物の性質が利用目的であるのかそれとも処分目的であるのかによる。具体的には、「価値の+ α 」の有無により判断される。すなわち、在庫商品などの場合には「価値の+ α 」は認められず、工場の機械などの場合には認められる。この類別の結果、利用型の場合には、利用可能性の停止ないし消滅をもたらす動産の搬出という事実の発生によって担保権の効力が当該動産に及ばなくなる。これに対して、処分型では、設定者の経済活動の維持のために必要な動産の処分授権および権限の行使としての動産の処分によって担保権の効力の及ぶ範囲から離脱することになる。つまり、担保権の効力を限界づける基準は、類型に応じて異なることになる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 吉 田 克 己
副 査 教 授 松 久 三四彦
副 査 教 授 小 川 浩 三

学 位 論 文 題 名

集合財産担保に関する基礎的考察

－ 日独諸制度の横断的比較 －

最高裁が有効性を承認したことが契機となって、近時、集合動産譲渡担保の効力に関する議論が盛んである。ところで、一個の物ではなく、複数の物を一括して担保にとる手段は、集合動産譲渡担保に限定されず、工場抵当権、工場財団抵当権や企業担保権など、他にもある。また、抵当権と従物という古くからの論点も、同様に複数の物に対する担保権の効力という問題にかかわる。本論文は、これらの担保制度を全体として「集合財産担保」と名付け、これらを総合的に比較研究する中で、それぞれの制度の位置づけを明確にし、そのようにして効力論を中心とする各制度のあるべき姿を解明しようとする。それは、従来の研究が、これらの諸制度を個別的に扱うに止まり、それらを相互に比較考察する視点を欠いていたという批判的観点に基づく意欲的な試みである。

まず、第1章において上記のような問題意識が示されたのち、第2章において、集合財産担保制度の基礎となる物概念が検討される。その検討によれば、ドイツにおいては、普通法の時代に集合物概念が肯定されていたが、ドイツ民法典の起草に際して有体物概念が採用された結果、集合物概念は否定された。この背景には、自然科学的観点からの物概念と直接支配を中心とする物権概念があり、かかる見解は、その後も維持されている。これに対して、日本の場合には、民法典制定時には、ドイツにならって有体物概念が採用されて集合物概念が否定されたにもかかわらず、その後の学説は、むしろ集合物概念を肯定する傾向にあり、この点でドイツとは対照的な展開を示している。

第3章においては、集合動産譲渡担保、登録質権、従物法理を対象として、ドイツの集合財産担保制度が分析される。その結果、ドイツでは、ここでも集合物概念を極力避けており、この領域での担保化という実際上の要請に対しては、従物概念や属具概念また「集合名称」という集合物に代わる概念を用いていることが明らかにされる。また、包括的な担保化の後に目的物からの分離が生じた場合の効力の検討から、利用型集合財産担保と処分型集合財産担保という二類型が析出される。前者においては、分離動産に対する担保権の効力の有無を判断するに当たって、分離動産の利用可能性の停止ないし消滅をもたらす搬出が重視される。これに対して、後者においては、動産の処分権限の付与とその行使に

よる処分が重視されるのである。動産取得者の保護要件もこの二つの類型に応じて異なり、前者の場合には動産取引の安全よりも経営体の維持が重視されるのに対して、後者の場合には本質的に担保対象動産の処分が前提となるため、動産取引の安全が重視される。

次いで、第4章において、日本の集合財産担保制度が取り上げられる。集合動産譲渡担保、従物法理、民事特別法（工場抵当、工場財団抵当、企業担保法）が具体的検討の対象である。これらの検討の結果、日本においては、ドイツとは異なり、これらの担保化を確保するために集合物概念を用いる傾向があること、しかし、そこでの集合物概念は、内容が多様であることが指摘される。たとえば、集合物自体の所有権と個別動産の所有権との「二重帰属」を認める場合がある一方（集合動産譲渡担保における判例・通説）、「二重帰属」を認めず個別動産を固定的に扱う場合もあるのである（財団抵当における財団概念）。他方、担保目的物が設定者の経営にとって有する意味に応じた、利用型集合財産担保と処分型集合財産担保という二類型は、日本でも見出される。この二類型に応じて、担保権の効力もほぼドイツと同様な特徴を示すが、多少の相違もある。

最後に、以上のような日独諸制度の横断的比較を通じて、集合財産担保の今後の解釈論に関する基本的方向づけが提示される。そこで強調されるのは、利用型集合財産担保と処分型集合財産担保という類型論である。そして、この二類型の区別の基準、それぞれの類型における担保権の効力論に関する基本的考え方が示される。

本論文は、視野の広い、かつ、丹念な分析によって、この領域におけるこれまでの研究水準を大きく引き上げたものと評価することができる。とりわけ次の諸点を指摘することができる。

第一に、本論文は、複数の物に対する担保を「集合財産担保」という概念でくくるとともに、その相互の比較という斬新な視角に基づく総合的な検討を行っている。このような研究は、従来には見られないものである。上の視角に想到すること自体は、それほど困難なことではないであろう。しかし、この視角に基づいて実際に諸制度の比較を行うことは、それが要請する作業量を考えるならば、きわめて困難な課題である。本論文は、ドイツと日本を対象としつつ、膨大な文献と資料の渉猟に基づいて、かかる困難な課題をほぼ満足すべきレベルで達成している。そのような中で、たとえば日本における集合物概念の内容の多様性などの貴重な知見が示されている。

第二に、本論文は、上のような比較研究に基づいて、利用型集合財産担保と処分型集合財産担保という類型論を説得的に提示している。細かな解釈論の提示は今後の課題として残されているとはいえ、この類型論は、今後の豊かな成果をすでに感じさせるものとなっている。

第三に、本論文の最大のメリットは、上記のように諸制度の横断的比較にあるが、その前提としての個々の制度の検討においても、これまでの研究に貴重な知見を付け加えるものが少なくない。たとえば、ドイツ民法典の立法過程にまで遡り、かつ、その後の豊富な判例の詳細な紹介に基づくドイツ従物理論の検討は、それ自体としても十分な存在意義を持つものとなっている。

以上から、審査委員会は、本論文が博士（法学）に値するものと判断した。